

## 第2章 実行計画の基本的事項

### 1. 計画の目的

「地球温暖化対策推進法」第21条に基づき、八幡浜市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置を講ずることにより、地方公共団体として地球温暖化対策の推進を図る。

### 2. 計画の期間

温室効果ガス総排出量の削減目標を設定するにあたり、基準とする年度および実行計画の期間は以下のとおりとする。

- ・基準年度：平成18年度
- ・実行計画期間：平成20年度～24年度までの5年間

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
基準年度	計画策定	実施				

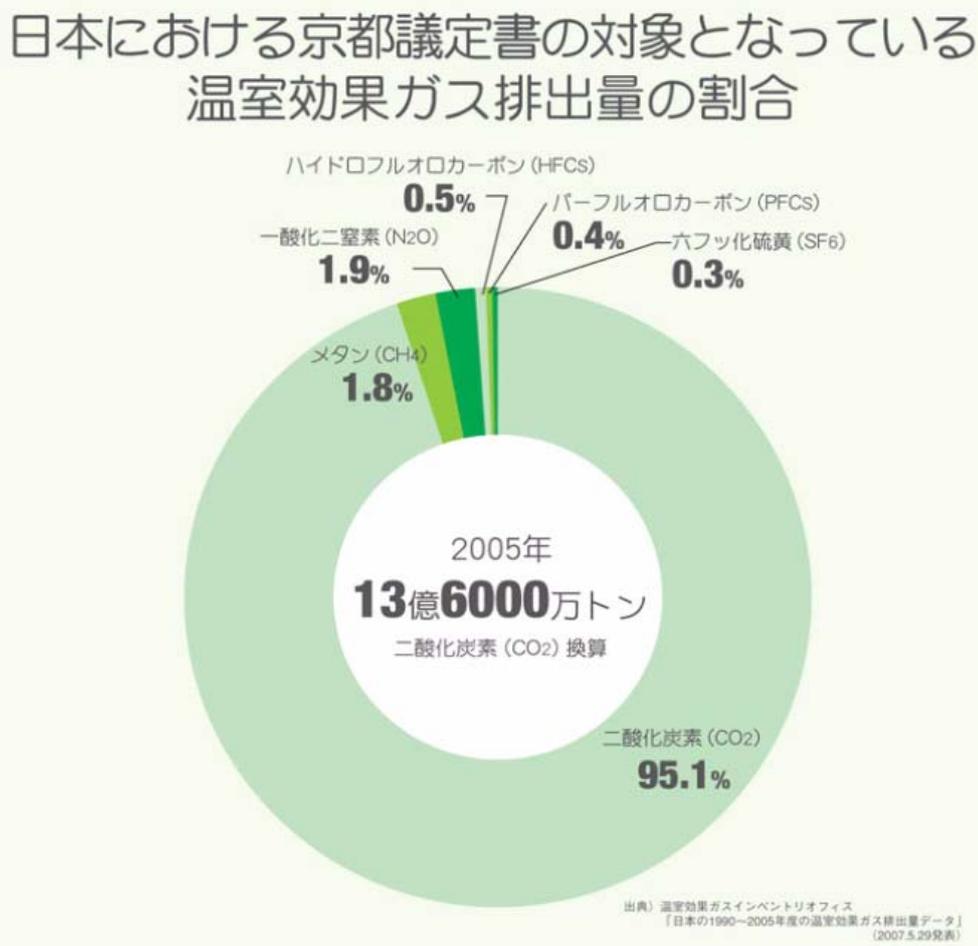
### 3. 計画の対象範囲

本計画の対象とする事務・事業の範囲は、八幡浜市が管理するすべての事務・事業とする。(第3章 4. 全施設の排出状況を参照)

### 4. 対象とする温室効果ガス

実行計画の対象となる温室効果ガスは次頁の図表に示す6物質であるが、我が国から排出される温室効果ガスの約95%が二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)であり、さらに、CO<sub>2</sub>、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)の3物質で約99%を占めることなどから、本計画ではこれら3物質を対象とする。

- ・本計画において対象とする温室効果ガス：二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)  
メタン(CH<sub>4</sub>)  
一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス  
「日本の1990～2005年度の温室効果ガス排出量データ」  
(2007.5.29発表)

日本における京都議定書の対象となっている  
温室効果ガス別の排出量 (2005年)

	排出量*	%
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1293.5	95.1
メタン (CH <sub>4</sub> )	24.1	1.8
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	25.4	1.9
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	7.1	0.5
パーフルオロカーボン (PFCs)	5.7	0.4
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	4.1	0.3
計	1359.9	-

\* 排出量の単位は [百万トン-二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 換算]

出典) 温室効果ガスインベントリオフィス  
「日本の1990～2005年度の温室効果ガス排出量データ」  
(2007.5.29発表)